

感染予防及びまん延防止のための指針

デイサービスmsカンパニー

1 感染症対策に関する基本的な考え方

事業所等における感染対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い高齢者福祉サービスの提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・感染症業務継続計画（BCP）などのマニュアル・社内規程および社会的規範を遵守するとともに、当社における適正な感染対策の取組みを行う。利用者の健康と安全を守るための支援が求められる高齢者福祉サービス事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2 平常時の対策

- (1)「感染対策委員会」を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策等を整備する態勢の構築に取り組む。
- (2)職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、従事者が感染源となることを予防し、利用者および従事者を感染の危険から守ることを目的とした「感染対策指針」を整備する。また、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める。
 - ①利用者の健康管理
 - ②職員の健康管理
 - ③標準的な感染予防策
 - ④衛生管理
- ③職員教育を組織的に浸透させていくため年2回以上の「研修」（含む入職時）を定期的実施する。
- ④平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全役職員を対象に年2回以上の「訓練」を定期的実施する。
- ⑤感染対策委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針を見直し「指針の更新」を行なう。

3 感染症発生時の対応

- (1)日常の業務に関して感染事例または感染おそれのある事例（以下「感染事例等」という。）が発生した場合には、感染対策マニュアルや業務継続計画（BCP）に従い、直ちに「発生状況の把握」に努める。
- (2)感染事例等が発生後は、「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施する。
 - ①生活空間・動線の区分け（ゾーニング・コホーティング）
 - ②消毒
 - ③ケアの実施内容・実施方法の確認

④濃厚接触者への対応 など

- (3) 感染事例等が発生後は、感染対策業務継続(BCP)等に則り、神戸市及び須磨区保健所に報告を行い、指示がある場合はそれに従う。
- (4) 感染事例等の発生後は、感染対策業務継続(BCP)等に則り、代表取締役及び担当ケアマネジャー、ご家族へ報告する。

4 利用者等に対する指針の閲覧

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、事業所内に備え付ける。また、事業所ホームページにも公開する。

5 その他虐待防止の推進のために必要な事項

感染症対策のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の感染症対策とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附則

この指針は、令和6年4月1日から適用する。